

令和4年5月6日

センター『主催』および『承認』研修会に参加する皆様へ

生涯学習局研修部
部長 奥野大輔

今年度より新生涯学習制度が始まります。登録理学療法士の更新および認定・専門理学療法士の更新に関する研修会に参加される際、以下の点についてご注意のうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

- ① 登録理学療法士の更新には「ポイント」が必要となり、認定・専門理学療法士の更新には「点数」が必要となります。
- ② 登録理学療法士以上の全員が5年ごとに更新を行う必要があります。認定・専門理学療法士の方も登録理学療法士の更新のために、「ポイント」を取得する必要があります。
- ③ 登録理学療法士の更新ポイントおよび認定・専門理学療法士の更新点数は、研修会の受講時間（30分毎に0.5ポイントまたは0.5点）に応じて加算されます。
- ④ 登録理学療法士更新に関する研修会には、それぞれカリキュラムコードが設定されます。5年間の更新期間において、同じカリキュラムコードの研修会を受講した場合のポイントの加算や上書きは行われず、最初に取得したポイントのみとなります。ポイント取得する研修会はご自身で決められますので、研修会のカリキュラムコードと時間を確認のうえご参加ください。
(例)
 - ・最初にカリキュラムコードAで30分（0.5ポイント）の研修会に参加
 - ・後日カリキュラムコードAで3時間（3ポイント）の研修会に参加
→カリキュラムコードAで取得できるポイントは初めの0.5ポイントのみ
- ⑤ 認定・専門理学療法士の方は、研修会申し込み時に『登録理学療法士の更新ポイント』を取得するか、『認定・専門理学療法士の更新点数』を取得するかをご自身で選択することになります。更新ポイントと点数の両方を同時に取得することはできません。